第五号の三様式記載上の注意②中「(法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第五号の四様式記載上の注意②中「(法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)」を削る。

第五号の五様式記載上の注意②ａ中「(法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)」を削り、同記載上の注意③中「(法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第六号様式記載上の注意②中「(法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)」を削る。

第六号の二様式記載上の注意②中「(法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)」を削り、同記載上の注意③中「(法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第六号の三様式記載上の注意②中「(法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)」を削る。

第六号の五様式記載上の注意③ａ中「(法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)」を削る。

第六号の六様式記載上の注意③ａ中「(法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)」を削り、同記載上の注意④中「(法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第十五号様式記載上の注意(1)を次のように改める。

(1)　削除

第十六号様式記載上の注意②中「(法第27条の30の５第１項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第十七号様式記載上の注意(1)を次のように改める。

(1)　削除

第十八号様式記載上の注意(1)中「(法第27条の30の５第１項の規定により訂正発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第十九号様式記載上の注意を削る。

第十九号の二様式記載上の注意を削る。

第二十号様式記載上の注意中「(法第27条の30の５第１項の規定により発行登録取下届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第二十号の二様式記載上の注意中「(法第27条の30の５第１項の規定により発行登録取下届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第二十一号様式記載上の注意(1)を次のように改める。

(1)　削除

第二十一号の二様式記載上の注意(1)を次のように改める。

(1)　削除

第二十二号様式記載上の注意(1)及び第二十二号の二様式記載上の注意(1)中「(法第27条の30の５第１項の規定により発行登録追補書類を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第二十三号様式記載上の注意(1)を次のように改める。

(1)　削除

第二十三号の二様式記載上の注意(1)を次のように改める。

(1)　削除

第二十四号様式記載上の注意(1)及び第二十四号の二様式記載上の注意(1)中「(発行登録通知書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第二十五号の三様式記載上の注意１(1)を次のように改める。

(1)　削除

第二十六号様式記載上の注意(1)中「、「７－３　代理人の署名」(代理人が法人である場合には、その代表者の署名)」を削り、「７－４」を「７－３」に、「７－５」を「７－４」に改め、同記載上の注意(6)中「するとともに代表者印を押印」を削る。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

**第二十条**　発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（氏名の記載）

**第一条の二**　この府令の規定により作成することとされている書類に記載する氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

第三条第一項中「ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる」を削る。

第二号様式中「【届出者の名称】(2)」を「【届出者の名称】」に、「【代理人の氏名又は名称】(3)」を「【代理人の氏名又は名称】(2)」に、「【縦覧に供する場所】(4)」を「【縦覧に供する場所】(3)」に改め、同様式第１の２中「(5)」を「(4)」に改め、同様式第１の３中「(6)」を「(5)」に改め、同様式第１の４中「(7)」を「(6)」に改め、同様式第１の５中「(8)」を「(7)」に改め、同様式第１の６中「(9)」を「(8)」に改め、同様式第１の７中「(10)」を「(9)」に改め、同様式第１の８中「(11)」を「(10)」に改め、同様式第１の９中「(12)」を「(11)」に改め、同様式第２の１中「(13)」を「(12)」に改め、同様式第２の２中「(14)」を「(13)」に改め、同様式第２の３中「(15)」を「(14)」に改め、同様式第２の４中「(16)」を「(15)」に改め、同様式第２の４(1)中「(17)」を「(16)」に改め、同様式第２の５中「(18)」を「(17)」に改め、同様式記載上の注意中(2)を削り、同記載上の注意(3)中「(3)」を「(2)」に改め、「(法第27条の30の５第１項の規定により公開買付届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削り、同記載上の注意中(3)を(2)とし、(4)から(18)までを１ずつ繰り上げる。

第三号様式中「【届出者の名称】(1)」を「【届出者の名称】」に、「【代理人の氏名又は名称】(2)」を「【代理人の氏名又は名称】(1)」に、「【縦覧に供する場所】(3)」を「【縦覧に供する場所】(2)」に改め、同様式２中「(4)」を「(3)」に改め、同様式３中「(5)」を「(4)」に改め、同様式４中「(6)」を「(5)」に改め、同様式記載上の注意中(1)を削り、同記載上の注意(2)中「(2)」を「(1)」に改め、「(法第27条の30の５第１項の規定により公開買付撤回届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削り、同記載上の注意中(2)を(1)とし、(3)から(6)までを１ずつ繰り上げる。